

令和6年度 第2回

杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会
議 事 録

令和7年1月22日（水）

	令和6年度 第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会	
日時	令和7年1月22日（水）午後2時～午後4時	
場所	杉並区役所中棟4階第2委員会室	
出席者	委員	桑田、小笠原、石井、正木、水石、平井、山野（内山代理）
	条例第13条による出席者	
	説明員（区）	土木担当部長 狭あい道路整備課長 建築課長 狭あい道路整備推進係長、整備推進係主査 事務局
傍聴	なし	
資料	事前	・開催通知 ・次第 （1）杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会委員名簿 （2）令和6年度第1回議事録 （3）令和6年度狭あい道路拡幅整備事業の実施状況
	当日	（4）重点整備路線の取組み （5）整備地区の取組み （6）方南一丁目地区防災まちづくり通信 第18号
会議次第	- 開 会 委員委嘱、会長・副会長選任 - 議 事 （1）重点整備路線の取組み状況について （2）整備地区の取組み状況について - 報 告 （1）令和5年度狭あい道路拡幅整備事業の実施状況について （2）その他 - 閉 会	

令和6年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会

狭あい道路整備課長 それでは、定刻となりましたので、これより令和6年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を始めさせていただきます。

本年度2回目の開催となりますが、8月をもって第4期の任期が満了となり、新たに2名の委員をお迎えしての開催となりますので、土木担当部長土肥野よりご挨拶申し上げます。

土木担当部長 皆さんこんにちは。土木担当部長の土肥野です。

日頃より皆様にはいろいろ狭あい道路の拡幅に関する事業にご協力いただきましてありがとうございます。また、本日はご多忙の折、この協議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。第4期から引き続き5名の委員の皆様、そして新たに〇〇様、〇〇様を委員として迎えることができました。引き続き委員になられる方、また新たに委員になられた方、快く委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。

昨年の上日には能登半島で大きな地震がありました。そして、今年は阪神淡路大震災から30年目の年となります。これまでの災害の教訓を受けて、区でも様々な取組をしているところです。

この狭あい道路の拡幅整備事業におきましても、区民、住民にとって身近で、そして自分のできること、そういうことを感じられることの取組の1つだと思っております。区でも職員一同一丸となってこの拡幅整備事業に取り組んでまいりますので、引き続き皆様方からのご支援等を頂ければと思います。

本日は、担当から今年度の取組など説明いたしますが、ぜひ忌憚のないご意見などを頂ければと思っています。よろしくお願いいたします。

狭あい道路整備課長 ありがとうございました。

それでは、第5期となります委員の皆様に委嘱させていただきますが、委嘱状につきましては、席上配付とさせていただきますのでご了承のほどよろしくお願いいたします。

初めに、新たな協議会としまして会長の選出をお願いしたいと思っております。

会長の選出につきましては、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第11条第1項の規定に基づき、委員の互選によるものと定められております。選出の議事進行は、私のほうで進めさせていただきます。

それでは、会長の選出につきまして、どなたかご推薦いただきたいと存じますがいかがでしょうか。

〇〇委員。

委員 〇〇前会長は、都市計画とかまちづくりのご専門であって、会社の社長さんもなさっておりました。したがって、今度の会長につきましても都市計画のご専門家であられる桑田委員が適任と推薦いたします。

狭あい道路整備課長 ありがとうございます。

今、〇〇委員から、桑田委員とのご推挙がございました。ほかにご意見はございますでしょうか。

ご意見がないようなので、桑田委員、お引き受けいただけますでしょうか。

桑田委員 よろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 続きまして、副会長の選任につきまして、杉並区狭あい道路の拡幅に関する条例第11条第3項の規定に基づきまして、会長よりご指名いただきたいと存じます。

会長 これまでも副会長をなされていたと伺っております小笠原委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

狭あい道路整備課長 小笠原委員、お引き受けいただけますでしょうか。

小笠原委員 力不足ですが、引き受けさせていただきます。

狭あい道路整備課長 よろしく願いいたします。

それでは、小笠原委員に副会長をお願いしたいと存じます。

ここからは、桑田会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

その前に、名簿を改めて配付させていただきたいと思います。

それでは会長、よろしくお願いします。

会長 それでは、改めまして桑田です。よろしくお願いします。

ただいまから令和6年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を開会いたします。

議事に先立ち、事務局から報告等がありましたらお願いいたします。

狭あい道路整備課長 本日は、協議会委員7名全員に出席いただいておりますので、協議会

は有効に成立しております。また、協議会記録のため、写真撮影と録音をさせていただきたいと思いますので、ご了承願います。

会長 それでは、本日の議事録への署名ですけれども、〇〇委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

 続きまして、本日の傍聴の申出はいかがでしょうか。

狭あい道路整備課長 傍聴の申出はございません。

会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。次第に従い進行いたします。

 議事につきましては、重点整備路線の取組と整備地区の取組の2つでございます。

 また、報告事項として、「令和5年度狭あい道路拡幅整備事業の実施状況について」と、もう1つ「その他」で、次回の協議会の日程調整等について事務局より説明があります。

 それでは、事務局より本日の議事について説明をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 それでは、初めに配付資料の確認をさせていただきます。

 当日席上に配付しております次第です。それから令和6年度第1回議事録と「令和5年度狭あい道路拡幅整備事業の実施状況」でございます。議事録及び実施状況につきましては、事前にメールでお送りした資料でございますが、印刷したものをお配りしてございます。

 また、参考資料として「方南一丁目地区防災まちづくり通信第18号」をお配りしております。前回16、17号をお配りして、その後まちづくり計画が策定されましたので、それについての通知になります。

 資料については大丈夫でしょうか。お手元にごございますでしょうか。

 その他の資料として、これから説明する重点整備路線、整備地区の取組については、お手元のパソコンにPDFファイルとして保存してございます。資料説明の際は、説明箇所をパソコンに映してまいりますので、ご確認いただければと存じます。

 それでは、議事の（１）「重点整備路線の取組み状況」、（２）「整備地区の取組状況について」、続けて狭あい道路整備推進係長の大塚よりご説明させていただきます。

狭あい道路整備推進係長 大塚と申します。それでは説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、重点整備路線の取組になります。

重点整備路線は、杉並区は狭あい道路拡幅の必要性が特に高い路線として条例で7路線指定しています。指定の箇所は1から7ということで図のとおりになります。

今回初めての方もいらっしゃいますので、1本ずつ重点整備路線の概要を説明させていただきます。

まず、重点整備路線1です。これが重点整備路線1号になります。阿佐谷南一丁目に指定されておりまして、東京都が策定しました防災都市づくり推進計画による重点整備地区と整備地区内にある道路になります。北に中央線、南に緊急の際の輸送道路である青梅街道に挟まれた位置にあります。状況としては、周辺の道路と比べ狭あいでありまして、延長も長い路線になっております。

続きまして、重点整備路線2になります。阿佐谷南二丁目に指定されています。ここも防災都市づくり推進計画によって整備地区内にある道路になります。緊急の際の輸送道路である中杉通りに接しております。状況としては、阿佐ヶ谷駅前の中央線に沿った商店が並んでいるところになりまして、自転車や歩行者の交通量が多い路線です。

次に重点整備路線3になります。阿佐谷北五丁目に指定されております。ここも防災都市づくり推進計画によって整備地域内の道路になります。この路線については、周辺の道路に比べて2.7メートル未満の区間が長い狭あい道路となっています。そのことから、拡幅により災害時の避難や緊急用車両の通行の確保に対して効果が高い路線です。

次が重点整備路線4になります。久我山三丁目に指定されております。周囲には畑が点在しており、住宅地になっておりますが、緊急の際、輸送道路である人見街道から甲州街道に抜ける岩通通りというところがあるのですけれども、そこに至る通り抜けの道になっております。

次に重点整備路線5号線になります。阿佐谷北四丁目に指定されております。ここも防災都市づくり推進計画により整備地域内の道路になります。北側に緊急輸送道路である早稲田通りに接しています。災害及び火災の発生時における避難や緊急車両の通行の確保をすることに対して重要な路線です。

次に重点整備路線6になります。5号路線と同じく阿佐谷北四丁目に

指定されております。ここも防災都市づくり推進計画によって整備地域内の道路になっております。5号路線の1本西側にありまして、一体としての拡幅整備の働きかけが可能となっております。この路線については、空間のみの整備の敷地が多いため、拡幅の実現性が高い路線となっております。

最後に重点整備路線7号線になります。阿佐谷南三丁目で、区役所の西側に指定されております。緊急の際の輸送道路であります青梅街道に接しております。消防活動困難区域内の路線であり、周囲に災害救援所である杉並第七小学校や文化学園大学杉並中学・高等学校へ接続しており、拡幅性の必要が高い路線です。

以上が重点整備路線の説明になります。

次は、今年度第1回協議会で、重点整備路線4号線で建築物の建て替えの伴わない整備が1件、5号線では建築物の建て替えに伴う整備が1件ありました。そのうち、私どもの係で整備を行った4号線について説明させていただきます。

赤い線が引いてある部分が重点整備路線の4になります。前回の協議会で概要をお話しさせていただきましたが、緑枠で囲った黄色い箇所が建て替えを伴わない整備としたところです。

青い敷地については、まだ整備が済んでいない敷地となります。

ここが拡大した図面になります。この敷地は、北側は区道の2項道路、ここは重点整備路線の4になります。東側が私道の位置指定道路になっている角地になっています。

平成29年より土地所有者に職員が戸別訪問して、拡幅整備の説明をしました。途中、土地所有者の相続が発生して、土地の整理がつくのを待って、令和5年に折衝を開始しまして、協議書を受理いたしました。その後現況測量をしまして、本年度に所有者と現地を立ち合い、整備内容について確認させていただき、拡幅整備を行いました。写真は拡幅整備前と拡幅整備後になります。

次に、前回の協議会で報告させていただきました重点整備路線7号線の緑色で囲ったところの経過をお話いたします。

7号路線については、まだ拡幅されていない土地がとて多いところになります。今年度以降に計画的に職員による戸別訪問営業をしていき

たいと考えております。これから拡幅していない敷地の現状を調査して、戸別訪問を実施していきたいと思っております。次回の協議会で経過を報告できればと考えております。

緑の枠で囲ったところを説明させていただきます。

現在調整中の敷地になります。前回の協議会でも説明させていただいたのですが、黄色で示した敷地で、既存塀のやり替えを検討しております。併せて拡幅整備に協力いただけるとのことで狭あい協議を受けております。南側、東側とも区道でありまして、2項道路に面する角地になります。

現在協議の上、引き続き住民の方と拡幅整備について調整しているところでございます。

重点整備路線の取組については以上になります。

次に、（２）整備地区の取組になります。

それでは、整備地区についてご説明させていただきます。

杉並区では、災害時に甚大な被害が想定される地域及び地震被害シミュレーションで火災によるリスクが高いと想定された地域を整備地区として指定しております。この地域では狭あい道路拡幅整備事業を積極的に取り組んでおります。

杉並区では、地図の黄色で示した部分を整備地区として指定しております。令和6年度は、赤文字で示した堀ノ内二丁目と方南一丁目の2地区で取り組んでおります。

これまで実施してきました令和6年度の取組について説明してまいります。令和元年度より令和5年度まで整備地区で行った現況調査、戸別訪問の表になります。

令和5年度は、成田東地区など4地区で戸別訪問等を実施しました。令和6年度は、堀ノ内地区において令和5年で戸別訪問できなかった堀ノ内二丁目の一部について職員による戸別訪問と事前案内のチラシの配布を実施しました。方南地区は、委託による現況調査を実施中で、今年の2月末が委託の履行期限となっております。

ここからは本年度の整備地区の取組について説明いたします。

まず、杉並区は拡幅整備を推進するに当たって敷地の状況によってA、B、C、Dの区分に分けて判定しております。

A判定は、後退用地内、特に塀等がなく、建て替えせずに後退整備が可能な敷地。

B判定は、塀等は突出しているが、後退用地内に建物がない状態で、塀を後退すれば後退整備がかなうもの。

C判定は、建物そのものが後退用地に越境しており、建て替えを伴わなければ後退整備ができないもの。

D判定は、既に後退整備が完了しているものとしております。

後の説明でA、B、Cという形で出てきますので、そういった区分になっております。

令和5年度に行った堀ノ内地区への意向調査・戸別訪問委託で実施できなかった堀ノ内二丁目地区は、黄色で示した部分になります。

最初に戸別訪問を実施した堀ノ内二丁目について説明させていただきます。

令和5年度に実施できなかったA判定、B判定の残りの敷地について、後退幅が大きい敷地や隣接地が拡張済みで未後退となって残っている敷地などを中心に精査し、約50件の敷地に対して職員による戸別訪問と事業案内チラシの配布を行いました。

実施したところ、図の赤丸で示した敷地で拡張整備の意向がございました。

意向があったところを1つずつ説明させていただきます。全部で4件ございます。

1件目は、B判定の隣接した2件の敷地で、拡張整備について検討していただけるとのご意向を頂いた箇所になります。後退幅は20センチ程度であります。角地で隅切りも必要な箇所となります。

2件目は、B判定の敷地で、両隣敷地が拡張整備済となっている敷地で、拡張整備のご意向を頂いた箇所となります。後退幅は20センチ程度となります。

3件目は、A判定の敷地で、両隣敷地が拡張整備済となっている敷地で、拡張整備のご意向を頂いた箇所になります。後退幅は20センチ程度となります。奥に自動車が止まっておりますが、駐車場にもなっており、拡張整備時にはL形を切下げにできるとのお話もさせていただき、検討していただいております。

4件目は、AとかB判定ではないのですが、訪問させていただき、話を頂いた敷地になります。両隣敷地が拡幅整備済みとなっている敷地になり、拡幅整備のご意向を頂いた箇所になります。後退幅は20センチ程度となります。駐車場になっており、切り下げにできるとのお話もさせていただいて検討していただいています。今の敷地については、今後の協議会でも報告できればいいと考えております。

次に、前回、第1回の協議会で報告させていただいた赤丸の箇所の敷地について、その後の状況を1か所ずつ説明させていただきます。

まず1か所目は、成田東二丁目になります。昨年度戸別訪問を行った地区で、拡幅整備に結びついた敷地になります。北側が区道の2項道路になります。戸別訪問委託のアンケートで整備したい旨の回答があった箇所になります。後退部分のタイルの土間を撤去して、L形側溝を移設しました。電柱についてもセットバックではなく事業者である東電により今回撤去されました。

2件目は堀ノ内三丁目になります。ここも昨年度協議を行い、拡幅整備を完了しております。

3件目も堀ノ内三丁目になります。戸別訪問で拡幅事業を知り、土地所有者より連絡があったところになります。南側が区道の2項道路、東側は区有通路の2項道路で角地になります。隅切りも設置し、拡幅整備が完了したところになります。

次に、戸別訪問対応した敷地になります。堀ノ内三丁目になります。東側が区道の2項道路になります。整備前は砂利敷きになっていました、その部分が拡幅用地になっております。インターロッキングブロックを設置して拡幅いたしました。そして完了になっております。

次も堀ノ内三丁目になります。西側は区道の2項道路、北側が5.45メートルの告示建築線、位置指定道路の角地になります。北側の告示建築線は拡幅済みになっております。前に説明いたしました堀ノ内の4の敷地の現地立会時に、親戚である今回の所有者が同席していたため、この敷地についても協議に至っております。拡幅整備は最近完成いたしました。

最後に堀ノ内二丁目の善福寺川北側の道路になります。南側が区道の2項道路になっております。土地の所有者により区役所に拡幅希望の電

話がありまして、今年度現地で立ち会い、整備内容を確認して、無事拡幅整備が完了したところになります。

ほかに松ノ木地区においても戸別訪問を実施した路線にて協議が進んだところがあります。令和4年に松ノ木三丁目で青で示した路線、区道の2項道路になりますが、現況測量を行っております。それに基づいて令和5年に戸別訪問を行ったところになります。南側が区道の5.45メートルの認定幅員の42条1項1号道路で、東側が区道の2項道路の角地になります。現在、駐車場として使用されています。

戸別訪問後、土地所有者から区役所に電話がありまして、拡幅整備の協議を進めさせていただきました。L形側溝の拡幅と隅切りの整備を行いました。隅切り部分にありました植栽を撤去しまして、隅切りを設置しました。かなり見通しがきくようになりました。

以上が整備地区の経過、ご報告になります。

次に、杉並区で方南一丁目の地区において、令和6年7月に防災まちづくり計画を策定したところになります。概要については、お手元に「防災まちづくり通信18号」を配付させていただきました。その中で取組方針として狭あい道路の拡幅事業をうたっております。

私ども狭あい道路整備課においては、方南一丁目地区防災まちづくり計画を踏まえて、令和6年9月より委託により敷地の現況調査を行っております。その中で、敷地ごとにA、B、C、Dの判定を行っております。現時点での速報値になりますが、報告させていただきます。

調査をしたところ、最初、1,080敷地と見ていましたけれども、対象敷地が1,146敷地ありました。その中でA判定は197件、B判定は57件、C判定は330件、拡幅済のD判定は562件ということでした。この結果を踏まえて、来年度にはA判定及びB判定の254敷地を戸別訪問候補予定地として、そのうちの区道に接した111敷地を優先的に戸別訪問して、推進に努めたいと思っております。

以上が私どもの取組になります。ありがとうございました。

会長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からのご説明につきまして、何かご意見やご質問、いかがでしょうか。

私がちょっと分からないところがあるので教えていただきたいと思います。

のですけれども、この場合の狭あい道路は、狭あいというパターンが幾つかあると思うのですけれども、2項道路の拡張という理解でよろしいでしょうか。例えば、水路敷の拡張とかもあり得るかと思うのですが、2項道路という意味ですか。

狭あい道路整備課長 現時点で、狭あい道路イコール42条2項道路に位置づけてございます。

会長 建て替え以外にもご協力いただけるように戸別に働きかけをやっていらっしゃる、そういう理解でよろしいですか。

狭あい道路整備課長 そのとおりです。建て替え箇所については、確認申請の前段階で全て協議させていただいているのですが、そのほか現地の状況を踏まえて確認申請がなくても広げられるようなところについては個別に訪問してご協力のお願いをしているところです。

会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

副会長 強制力がないところをご協力という形で少しずつですが進んでいるので安心はいたしました。

拝見しますと、確かに道路は広がっているのですけれども、電柱が立っているところがございまして、電柱を移動させるというのはなかなか難しいのだと思うのですけれども、電柱があると、せっかく道路を拡張しても意味がないものですから、そちらについても東電だかどこだか、ご近所の方でしょうか、積極的に働きかけをしていただければと思います。

狭あい道路整備課長 協議段階でもL形側溝が動いて、道路に突出してしまうような電柱については事前に動かすということで事前協議申請の中で移設について記載をさせていただいております。売買によって所有者が変わっても引き継げるように、その辺は明確に記載するように改善はしているところですけれども、私どもも拡張プラス電柱の移設があって初めて有効幅員が取れるものですから重要視してございまして、実際、拡張事業自体は区でやるのですけれども、電柱の移設については電柱管理者、NTTと東電にお願いしているものですから、直接区が全部やるわけではないのですけれども、うちの実行計画上は狭あい道路の拡張整備と電柱の移設ということでセットで推進する方針を決めていますので、東電、NTTさん

にはご協力いただいているところです。

ただ、これまでも説明したとおり残ってしまうところについては、土地所有者及び隣接者の承諾の上で動かしているものですから、必ずしも全部が動かせるというわけではなくて、少しずつ残ってしまうというところはあるまして、課題だと認識しております。

会長 よろしいでしょうか。

副会長 はい。

会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

お願いします。

委員 今のお話についてご質問ですけれども、幹線道路の電柱というのは、今地下埋設で大々的に管路を入れて工事入ってしまして、中には路地裏になっているところも東電さんの地下化工事が少し入っている認識がありまして、これは道路管理者さんと東電さんと何か計画みたいなものはされているのでしょうか。

狭あい道路整備課長 無電柱化を予定しているところについては、事前に管理者と協議の上で、告示した上でやっています。基本的には東京都も杉並区も無電柱化整備方針といいますか無電柱化計画なり整備方針を持っていまして、それに沿って進めています。

1 か所無電柱化するのにかなりの費用と時間がかかりますので、有効なところと歩道の整備に合わせて実施するという事で効率的なところを選定して順次やってございます。

これまでもそうだったのですけれども、基本的には2.5メートル以上の歩道のあるところが基本だったのですけれども、今、なるべく狭いところでも歩きやすくということでいろいろなところで要望がありまして、できるだけ狭いところもやっていきたいのですけれども、地下は埋設物が多くて、費用と時間がかかるということもあって、狭いところはなかなか難しく、杉並区では6メートルあればできるかなというところで、6メートル以上の路線で重要なところを選定して順次やっている状況です。

会長 今のお話ですと、6メートルということは2項道路で4メートルに拡幅された道路に整備が及ぶのはなかなか難しいですか。

狭あい道路整備課長 2項道路というか狭あい道路こそ電柱が邪魔だというお話はたくさん頂くのですけれども、結局電柱がなくなっても変圧器等の地上機器の設置場所が必要なものですから、商店街とか観光地とか特別な場合を除いてはなかなか現実的ではなくて、区ではできれば面的に整備するような場所、都道とか幹線道路に変圧器を置いて住宅地の中までカバーするということが今後検討していく考えてございます。

会長 そのほかいかがでしょうか。
お願いいたします。

委員 電柱の移設は、単純に東電とかN T Tが自分たちの負担でやるようにお願いしている感じなのですか。区からお金が出るわけではないのですか。

狭あい道路整備課長 区からは区道については監督処分ということで移設依頼を出していきまして、私道についてはそれに準じて協力いただいている形です。

基本的にはそのまま同じ位置で端に寄せる場合は無償でやっていただいています。ただ、こちらが隣接地の都合でもっと縦断的にどこかに動かしたいという場合には費用が発生する場合もございます。それは位置をずらしたい方と電柱管理者との協議によってでございます。基本的には同じ位置で無償でということをお願いしています。

委員 私道の場合は、申請者が助成金の対象になるのですか。そういうわけではない？

狭あい道路整備課長 建て替えの方の負担はございません。区のほうで移設依頼を出して協力いただいています。

委員 そういうものもあるんですね。ありがとうございます。

会長 そのほか。お願いします。

委員 先ほどの報告で成田東2丁目の電柱が撤去されたと思うのですけれども、それはこういった事情で撤去できたのでしょうか。

狭あい道路整備推進係主査 こちらは最初、電柱が入口の真ん前にあったので、この電柱をまずどうにかしてほしいという形でご相談があつて、区から基本的に電柱はセッバックしかできないですよという話を申請者さんにしたのですけれども、実際、現地で東電さんと権利者の方と話したときに、そういう事情であればということで東電が対応して抜柱して、多分西と東側にある電柱で支えられるということでこれを取っても大丈夫というこ

とで東電が判断して抜いたような感じになります。

委員 ありがとうございます。確かに電柱がないと非常に見通しもよくて通りやすそうですね。

狭あい道路整備推進係主査 私も実際に現地に行ったときに抜かれていると思わなかったのです。ただ、こちらの権利者さんのご要望が通った形になっています。なおかつ広がったということで。

委員 東電が丁寧に対応していただいたということでありがたいですね。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。今のお話だと、移設ではなく抜柱ということですね。

狭あい道路整備推進係主査 当初は、私たちができるのは、東電さんに区としても設計はできないので、その電柱の必要性とかどうかというのは東電さんに移設依頼を出した後いろいろ設計とかをしていただいて、それに伴って結果的に抜柱ができたという形になります。

狭あい道路整備課長 珍しくうまくいったという感じで。

会長 なかなか難しい、基本的には難しいという理解でしょうか。

狭あい道路整備課長 構造的に1本抜くというのはかなり難しいと思います。

狭あい道路整備推進係主査 あとは両サイドを太くして強度を持たせるとか多分そういう対応はできと思いますが、その辺は東電さんとかN T Tさんしか分からないところです。

会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆様からのご意見では特段こちらのご報告に関して、特に電柱のお話を頂いたかと思います。特に移設の働きかけも引き続き行っていくことが必要だというお話がありました。

あと無電柱化についてもなかなか難しいという面もご説明があったかと思うのですが、可能であればそちらのほうにもゆくゆくは広げていくところが望ましいとは思いますが。先ほどおっしゃったように順番が、計画があるということですので、なかなか4メートルのところまで行きつくのは難しいというお話があったのですが、一方で先ほど事務局からあったように4メートルの路線こそ電柱は邪魔になるというお話もあったので、引き続きそういった整備を進めて行く努力をお願いしたい

と思います。

何かほかにご意見はいかがでしょうか。このようなお話だったかと思いましたが、よろしいでしょうか。

あと、事務局から補足や意見の聞き漏れ等、何かございますか。

狭あい道路整備課長 ございませぬ。電柱につきましては電柱管理者任せだけではなくて区もなるべくその隣接地に理解いただけるような働きかけを今後も続けていきたいと思っております。ご意見については参考にさせていただいて取組を進めていきたいと考えております。ありがとうございます。

会長 よろしくお願ひします。

それでは次第に従ひまして、続いては3の報告になりますでしょうか。報告事項につきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

狭あい道路整備課長 それでは私から報告事項についてご説明させていただきます。

(1)「令和5年度狭あい道路拡幅事業の実施状況について」の報告でございますが、中身についてご説明ということではなくて、前回、暫定版ということでご説明させていただいたと思うのですが、その後、決算議会で数値が確定しましたので、9月に議会の都市環境委員会でこの内容を確定版ということでご報告させていただいて、10月からはホームページで区民向けにこの実績を公開してございます。そのことについて報告したものでして、暫定版から数字は一切変わってございません。ただ、表の見にくかった部分が若干ありましたので、表を見やすくしたという微修正でございます。

それと、次第にはございませんが、前回、協議会で電子申請についてご説明さしあげたと思うのですが、10月1日から開始予定ということで説明させていただきましたので、10月、11月、12月の実績についてご報告させていただきます。

10月1日から12月末までに197件の事前協議申請がございまして、うち132件が電子申請となつてございます。窓口での申請が3割、電子申請が7割という状況で、初めから結構多いのかなと。これからどんどんもっと割合的に電子申請が増えていくのかなというところでございます。わざわざ窓口に来なくても申請ができるということでこちらに移行しつつあります。

私からの報告は以上でございます。

会長 ただいまの事務局からの報告事項につきまして、何かご意見やご質問はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

私から1点だけ。こちらの整備実施状況の4ページで、前回私が参加していないときにお話があったかもしれませんが、「支障物件の取組」平成28年から29年のところで是正件数がとても多い時期があるように思ったのですが、4ページの一番上の表の是正件数のところです。ここはたまたまなのでしょうか。それとも何かあったのでしょうか。

狭あい道路整備課長 平成28年に条例を改正しまして、支障物件の設置を禁止したものですから、その後、こういうところについて指導を行ってまいりました。

是正できそうなところが一気に進んで数値が上がったのですが、その後令和に入ってから、コロナ禍でなかなか現地に行き対面で行えなかったところがございます、その後、数値的には1桁になる状況になっています。

会長 ありがとうございます。

よろしいですか。お願いします。

委員 1ページ目の取組の例えば令和5年の「拡幅整備件数」518件の中に5ページの(4)「助成制度の取組」の件数のところで令和5年441件というのは、518件の中の441件が助成制度を使っているという意味なのでしょうか。

狭あい道路整備推進係主査 そうですね。

委員 そういうことですか。

狭あい道路整備推進係主査 はい。(4)の下にグラフがあると思うのですが、基本的に助成制度は建て替えを伴うものでも助成を一応、事務手数料とか塀を撤去する費用とかその辺も出していますので、基本的には518件のうちの441件が何かしら助成して対応している感じです。

委員 令和5年の助成金額が5,783万円で、441件というと単純に1件当たり13万円くらいですか。平均で見てそういう見方はおかしいですか。結構少ないのだなと思ったのですが。

狭あい道路整備推進係主査 建て替えを伴うものは、建て替えをするので基本的に自分たちで全部やり直すものは全部助成なしで新しく塀を造ったりするのですが、私たちが推進している系の建て替えを伴わないものに関しては、下

の緑の割合を見てもらうと分かるのですけれども、助成対象件数は少ないのですが、助成金額の割合が令和5年だと47%で半分を推進で使っている感じになります。

狭あい道路整備課長 建て替えを伴って協議したものについては、事務手数料で1万円なのです。塀については、建て替え時に当然壊すものなので、塀がある場合は撤去費としてメートル当たり5,000円で事務手数料が1万円なのでそれほど大きくないのですけれども、整備地区だとか重点整備路線でこちらからいかがですかということをやると、塀の撤去については全額。築造費もメートル当たり8万円ぐらい出していますので、ほぼ塀のやり替えができてしまうということで1件当たりかなりの額になります。

ですから件数は441件なのですけれども、建て替えを伴わないでやる30～40件でほとんど補助金を使うような感じになります。

委員 分かりました。ありがとうございます。

会長 そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。

また何か質問があれば事務局に問い合わせるということも可能ということですね。

狭あい道路整備課長 いつでもお問い合わせいただければ。よろしくお願いします。

会長 それでは、その他について引き続き事務局よりお願いいたします。

狭あい道路整備課長 最後に次の開催予定ですけれども、3年に1回条例について見直しということでご意見を頂いている関係で今年度・昨年度は2回ずつ開催したのですけれども、来年度はできたら3、4回実施をお願いしたいと思ってございまして、第1回目を連休明け、5月中旬ぐらいに開催させていただきたいと思ってございます。

この後、会長と日程調整させていただいて候補日を挙げさせていただきますので、また改めてご連絡させていただきたいと思います。

会長 それでは皆様、その他質問やご意見等ありましたら。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度第2回杉並区狭あい道路の拡幅に関する協議会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —